¥

障害状態確認届(診断書)等の手続きが変更されます

障害状態確認届(診断書)、障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が拡大されます

今までの取り扱い

- ●障害状態確認届(診断書)の用紙 誕生日月の前月頃に送付
- ●障害給付額改定請求書 提出する日の前1カ月以内の障害状態を 記入した診断書を添付

令和元年8月以降の請求分からの取り扱い

- ●障害状態確認届(診断書)の用紙 誕生日月の3カ月前の月末に送付
- ●障害給付額改定請求書提出する日の前3カ月以内の障害状態を 記入した診断書を添付

20 歳前障害基礎年金の所得状況届を提出していただく必要がありません

今までの取り扱い

所得状況届(ハガキ)を提出

令和元年8月以降からの取り扱い

所得状況届の提出は不要

(日本年金機構が市区町村から所得情報の提供を受けます)

※情報提供が受けられないなど、所得状況届の提出が必要な場合があります。その際は、必要な届け出に関するご案内を送付します。

20 歳前障害基礎年金の障害状態確認届(診断書)の提出期限が変わります。

今までの取り扱い

- ●送付時期 例年6月末頃
- ●提出期限 例年7月末

提出期限が令和元年8月以降になる方の取り扱い

●送付時期 <u>誕生日月の3カ月前の月末</u>

●提出期限 <u>誕生日月の月末</u>

[問]幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616(自動音声案内)

■国民年金保険料免除等の申請

国民年金には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50 歳未満)」 があります。申請して承認されると、保険料の全額または一部の免除等を受けることができます。

※申請が遅れていた場合や、保険料が納め忘れの状態で万一、病気やけがにより障害が残った場合や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

|受||付||7月||日(月) ~ |||審査対象||令和元年7月分から令和2年6月分までの期間

申請場所 市民課年金係、東部支所、小筑紫支所、沖の島支所 ※宿毛市に住民登録している方のみ

持参物

- ●年金手帳 ●認め印(ご本人が署名する場合は不要) ●本人確認書類(運転免許証など)
- ●退職・失業を理由に申請する場合は、雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し
- ※過去の期間についても申請出来ます。申請書の提出月から2年 | カ月前まで遡ることが出来ます。
- ※本人または世帯主以外が手続きをする場合は一度お問い合わせください。

[問]市民課年金係 ☎63-1112

日本年金機構幡多年金事務所による

日時 7月16日(火) 10時~12時、13時~15時

場 所 宿毛市役所 受付 市民課年金係

受付時間 8時30分~

予 約 相談には**予約が必要**です。ご予約はお早めに。

年金相談

問 市民課年金係 ☎ 63-1112

- 必要なもの ●年金手帳や年金証書
 - ●年金の手続きであれば送られてきた書類一式
 - ●認め印 ●本人確認ができるもの

代理人の場合

- ●委任状
- ●委任者の本人確認できるもの
- ●代理人の本人確認できるもの

※詳細については、予約の際にお尋ねください。